

福島原子力災害復興交付金基金管理運営要領

平成 27 年 3 月 4 日

第 1 趣旨

福島県（以下「県」という。）に福島原子力災害復興交付金（以下「交付金」という。）を原資とした基金（以下「基金」という。）を造成し、基金の適正かつ効率的な運用を図るとともに、基金を活用することにより県及び県から補助を受けた福島県内の市町村等が中間貯蔵施設の整備等による影響も含め、原子力災害による影響を強く受けた被災地域の復興や風評被害対策をはじめとした福島県全域の復興並びに地域の自立を効果的に進めるための事業（以下「福島原子力災害復興交付金事業」という。）を実施するに当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）及び福島原子力災害復興交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）によるほか、この基金管理運営要領の定めるところによるものとする。

第 2 運営主体

基金の運営主体は、県とする。

第 3 基金の運営

1. 基金の設置方法

基金は、その設置目的、額、管理、運用益の処理、処分等について、条例等において定めるものとする。

2. 基金の運用方法

基金の運用については、次の方法によるものとする。

- ① 国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得
- ② 金融機関への預金（ただし、預金保険制度の対象となっているものに限る。）
- ③ 信託業務を営む銀行又は信託銀行への金銭信託（ただし、元本保証のあるものに限る。）

3. 基金の果実

基金の運用によって生じた果実は、基金に繰り入れなければならない。この際、当該果実を福島原子力災害復興交付金事業に要する経費に充てることができる。

4. 基金の取崩し等の制限

基金（3により繰り入れられた果実を含む。）は、福島原子力災害復興交付金事業を実施する場合を除き、これを取り崩してはならないものとする。

5. 基金の額が過大であるとされた場合の取扱い

県は、基金の額が福島原子力災害復興交付金事業の実施状況その他の事情に照らして過大であると内閣総理大臣が認めた場合は、その額を、内閣総理大臣の指示に従い国に納付しなければならない。

6. 基金の残額の取扱い

県は、計画されている福島原子力災害復興交付金事業が全て終了したとき又は福島原子力災害復興交付金事業の実施期間を経過したときに基金に残額がある場合は、内閣総理大臣に報告し、内閣総理大臣の指示に従い国に納付しなければならない。

第4 福島原子力災害復興交付金事業の計画及び報告

1. 福島原子力災害復興交付金事業計画書

県は、各年度の福島原子力災害復興交付金事業の開始前に、当該年度の基金の運用計画、福島原子力災害復興交付金事業の内容等について記載した福島原子力災害復興交付金事業計画書（様式第1号）を作成し、内閣総理大臣に提出し、その確認を受けるとともに、その内容を公表するものとする。

2. 福島原子力災害復興交付金事業変更計画書

県は、福島原子力災害復興交付金事業の経費の配分又は内容を変更（軽微なものを除く。）しようとする場合には、あらかじめ福島原子力災害復興交付金事業変更計画書（様式第2号）を作成し、内閣総理大臣に提出し、その確認を受けるものとする。

3. 福島原子力災害復興交付金事業状況報告書

県は、福島原子力災害復興交付金事業の実施期間が経過するまでの間、毎年度6月末までに、前年度の基金の運営実績、福島原子力災害復興交付金事業の結果等について記載した福島原子力災害復興交付金事業状況報告書（様式第3号）を作成し、内閣総理大臣に提出し、その確認を受けるとともに、その内容を公表するものとする。

第5 福島原子力災害復興交付金事業の実施の方法

1. 補助事業

- (1) 県は、福島原子力災害復興交付金事業の実施に係る補助を行う場合には、交付要綱及びこの要領の定めに基づき、県の財務規則等に基づき、補助要綱等（交付申請その他の手続等について規定したもの。以下同じ。）を作成し、その内容を公表するものとする。
- (2) 県は、福島県内の市町村等が福島原子力災害復興交付金事業を実施する場合において、基金を財源として当該市町村等に補助金を交付することができる。
- (3) 県は、補助要綱等についてあらかじめ内閣総理大臣の確認を受けた場合は、交付要綱第4条第1項第一号の事業に限り、(2)の補助金の交付の対象経費として、12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村をいう。以下同じ。）が福島原子力災害復興交付金事業を実施するための基金造成費を含めることができる。この場合において、県は、当該補助要綱等に交付要綱及びこの要領と同様の内容（事業の対象、交付の条件、基金の運営、事業の計画、報告及び公表並びに事業の実施の方法等を含む。）を記載するとともに、12市町村に毎年度事業計画書、事業変更計画書（12市町村から提出があった場合に限る。）及び事業状況報告書（以下「市町村基金事業計画書・報告書」という。）を作成させ、県に提出させ、その内容を確認するものとする。
- (4) 県は、(3)による場合は、第4の規定に基づき、毎年度内閣総理大臣に提出する事業計画書及び事業状況報告書に、(3)により基金を造成した12市町村が毎年度県に提出する市町村基金事業計画書及び事業状況報告書を含めるものとする。

2. 契約

福島原子力災害復興交付金事業の実施に係る契約の際は、地方自治法（昭和22年法律第67号）並びに県及び福島県内の市町村等の財務規則等に基づき、原則として競争性のある手続に従うものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合においては、例外的に随意契約等の手続により県又は福島県内の市町村等の財務規則等に基づき契約することができる。

3. 福島原子力災害復興交付金事業の事故の報告

県は、福島原子力災害復興交付金事業が予定の期間内に完了しない場合又は福島原子力災害復興交付金事業の遂行が困難となった場合その他事故のあった場合においては、内閣総理大臣に速やかに報告し、その指示を受けなければならない。

4. 監督等

- (1) 内閣総理大臣は、福島原子力災害復興交付金事業の適正を期するために必要があるときは、県に対して報告させ、又は復興庁職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるとともに、必要な指導、助

言又は勧告をすることができる。

- (2) 県は、福島原子力災害復興交付金事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者その他の契約の相手方に対して報告させ、必要な指導、助言又は勧告をすることにより、福島原子力災害復興交付金事業の適正化を図るものとする。

5. 福島原子力災害復興交付金事業の終了等

- (1) 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、福島原子力災害復興交付金事業について終了又は変更を命ずることができるものとする。

- ① 県が、福島原子力災害復興交付金事業の実施において適正化法、適正化法施行令、交付要綱若しくはこの要領又はこれらに基づく内閣総理大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- ② 県が、基金を福島原子力災害復興交付金事業以外の用途に使用した場合
- ③ 県が、福島原子力災害復興交付金事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- ④ その他福島原子力災害復興交付金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- (2) 内閣総理大臣は、(1) の終了又は変更を命じた場合において、期限を付して、基金から支出した金額に相当する金額について、基金に充当することを命ずることができるものとする。

- (3) 県は、(2) の基金への充当を命ぜられた場合は、内閣総理大臣の指示に従い基金に充当しなければならない。

- (4) 基金の解散後において、県から補助を受けた福島県内の市町村等より県に対して返還があった場合には、これを国に納付しなければならない。

6. 財産の処分の制限

- (1) 県は、福島原子力災害復興交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産については、福島原子力災害復興交付金事業の終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

- (2) 県は、福島原子力災害復興交付金事業により取得した不動産、設備その他の財産（取得価格及びその効用の増加価格の単価が 50 万円未満のものを除く。）を交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄）を行おうとするときは、福島原子力災害復興交付金基金事業財産処分承認申請書（様式第 4 号）を内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、内閣総理大臣が定める財産の処分制限期間を経過した場合は、この限りではない。

7. 福島原子力災害復興交付金事業の経理等

- (1) 県は、福島原子力災害復興交付金事業の経理について、会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、福島原子力災害復興交付金事業の用途を明らかにしておかなければならない。
- (2) 県は、(1)の経理を行う場合は、その支出の内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに、福島原子力災害復興交付金事業の完了又は中止若しくは廃止した日の属する会計年度の終了後5年を経過するまでの間、内閣総理大臣の要求があった際はいつでも閲覧に供することができるよう、保存しなければならない。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、福島原子力災害復興交付金事業に関し必要な事項は、内閣総理大臣が定めるものとする。

附則

この要領は、平成27年3月4日から施行する。